

出生前の保育所利用申込に係る同意書 (令和7年4月入園希望の方)

※確認欄にチェックの上、署名欄に署名をお願いいたします。

	確認欄
① 台東区の認可保育園では生後56日を経過する日の翌月からお子さまをお預かりしているため、令和7年4月利用の申込み対象となるのは 令和7年2月3日 までに生まれたお子さまになります。	確認しました <input type="checkbox"/>
② 4月入園で申請できる保育園は保育実施年齢が対応している園のみとなります。	確認しました <input type="checkbox"/>
③ 今回申込されたとしても、実際の誕生日が令和7年2月4日以降となった場合は、令和7年5月以降の利用申込対象となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
④ 令和7年2月17日 までに出生届および住民登録の手続きを完了し、児童保育課に「出生前保育所利用申込者用 出生後届出書」の提出が必要です。	確認しました <input type="checkbox"/>
⑤ 令和7年2月3日までに出生していても、期限内に④の手続きを完了していない場合は、4月入園の対象外となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
⑥ 4月入園の内定が出た場合、育児休業中であっても4月中に同一職場に復帰していただくことが条件となります。職場復帰後には「産休・育休復帰確認書」を職場で記入し、提出していただきます。「産休・育休復帰確認書」が提出できない、4月末日までに復帰ができない、または復帰していないことが判明した場合は、入園の内定や決定の取り消し、または退園となります。	確認しました <input type="checkbox"/>

産前・産後休業後の保育の予定(いずれかの□にチェックしてください)

育児休業を取得

職場に復帰

(自宅で保護者が保育・祖父母が保育・知人が保育・その他())

出生前の保育所利用申込にあたり、上記の事項について確認しました。

令和 年 月 日

住所

保護者氏名